

進出日系中小企業活動支援事業

ウズベキスタンにおける
税務ガイド
(駐在事務所・外国資本会社)

2021年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

タシケント事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易復興機構（ジェトロ）タシケント事務所が在タシケントの会計事務所「FINEX」に作成委託したものです。本報告書の内容は2020年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法律助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび会計事務所「FINEX」は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび会計事務所「FINEX」に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易復興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

E-mail: BDA@jetro.go.jp

タシケント事務所

E-mail: UZT@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a stylized, bold, serif font.

目次

はじめに	1
1. 税の種類、税務申告について	2
1.1. 会計業務および税務申告	2
1.2. 税の種類と申告	2
1.2.1. 付加価値税（VAT）（税法典第 10 章）	2
1.2.2. 物品税（税法典第 11 章）	3
1.2.3. 企業利潤税（法人税）（税法典第 12 章）	3
1.2.4. 個人所得税（税法典第 13 章）	3
1.2.5. 社会税（税法典第 14 章）	4
1.2.6. 資産税（税法典第 15 章）	4
1.2.7. 土地税（税法典 16 第）	5
1.2.8. 水資源利用税（税法典第 17 章）	5
1.2.9. 売上税（税法典第 20 章）	6
1.3. 財務諸表	6
1.4. 労使関係の登録	7
2. 駐在員事務所	8
2.1. 税の種類と税務申告	8
2.2. 駐在員事務所の活動報告	8
2.3. 会計業務	8
2.4. 納付カレンダー	9
3. 合弁企業（JV）および 100%外国資本企業	10
3.1. 税の種類と税務申告	10
3.1.1. 特別税制（統一税）	11
3.2. 統計報告	11
3.3. 会計業務委託	11
3.4. 納付カレンダー	12
4. その他	13

はじめに

ウズベキスタンでの経済改革の進行とともに、ウズベキスタンで法人を設立する中小含む日系企業が出始めている。一方、ウズベキスタンの税制度に関する日本語の情報が十分でなく、法人設立後に税務で課題を抱える日系企業も散見される。進出前の事業採算計算には、自社内で会計業務を担当する責任者の人件費もしくは会計事務所への毎月の外注費を含めなければならない。

今回、本報告書では日系企業がウズベキスタンに進出するにあたり設立する可能性が高い駐在員事務所、合弁会社・100%日系企業資本法人の二つのケースを想定し、各種税金の一般的な説明と、実際のオペレーションに際しての税務当局への報告や税金の納付に関し、時間的な感覚を把握できるように「カレンダー」を作成した。

税制の把握とスケジュール管理は日系企業がウズベキスタンでの事業を円滑に進めるために必須の知識であり、現地スタッフや合弁先パートナーに企業会計を任せきりにしない企業統治の観点からも重要である。

本報告書がウズベキスタンでの日系企業活動の活発化と両国の経済交流の更なる促進の役に立てば幸いである。

1. 税の種類、税務申告について

1.1. 会計業務および税務申告

ウズベキスタン共和国（以下、「共和国」という。）法第 404 号「会計について」（2016 年 4 月 13 日付）は会計対象および会計組織について以下のとおり記載している。

第 3 条 会計の対象

会計対象は、公的機関および行政機関、共和国に登録されている法実体、それらの子会社、支店、駐在員事務所、共和国内外両方に事業体を持つその他の組織とする。

第 7 条 会計の組織

会計業務と税務申告は、企業、機関、組織の代表者が行う。

代表者は以下の権利を有する。

- ・専属の主任会計士の監督下で会計業務を行うか、会計サービスを契約ベースで利用し会計業務を行う。
- ・契約に基づき、専属会計事務所に会計業務を委任する。
- ・会計管理を自主的に行う。

1.2. 税の種類と申告

税務報告書（税法典第 81 条）は納税者が用意する書類であり、決算書と課税申告書、さらに納税者と税務当局が税金を計算する基礎となる決算書と課税申告に関する付属書が含まれる。

税務報告書の様式は共和国財務省との合意に基づき、税務委員会が作成する。

税務報告書は電子文書形式で、課税対象となる税についてのみ、納税者から税務当局に提出する。

税務（会計）事務所は、納税者の個人アカウントを通じ、納税者の名において電子文書形式で税務報告書を提出する権利を有する（税法典第 82 条）。

税の種類

1.2.1. 付加価値税（VAT）（税法典第 10 章）

◆課税対象（税法典第 238 条）

- ・共和国内で販売された商品（サービス）の売上
- ・共和国内に輸入される商品

◆税率（税法典第 258 条）

15%

◆税務報告の時期（税法典第 273 条）

毎月、課税対象期間の翌月の 20 日までに提出する。

◆納付（税法典第 273 条）

税務報告の提出期限まで

1.2.2. 物品税（税法典第 11 章）

◆課税対象（税法典第 284 条）

- ・奢侈品、嗜好品（サービスを含む）の販売と譲渡
- ・共和国への奢侈品、嗜好品の輸入

◆物品税の対象となる奢侈・嗜好品（サービス）と税率（税法典第 289 条）

毎年の共和国国家予算法に記載される。

◆税務報告の時期（第 292 条）

毎月課税対象期間の翌月の 10 日までに提出。

◆納付（税法典第 293 条）

税務報告の提出期限まで

1.2.3. 企業利潤税（法人税）（税法典第 12 章）

◆課税対象（税法典第 295 条）

納税者(法人)が受け取る利益

◆税率（税法典第 337 条）

15%。輸出商品（サービス）の販売による収益が納税者の総売上の 15%を超える場合は、同収益に対する課税率は 0%となる。

◆税務報告の時期（税法典第 339 条）

- ・四半期報告は翌月の 20 日まで
- ・年度報告は対象年度の翌年 3 月 1 日まで

◆納付（税法典第 340 条）

- ・税務報告の提出期限まで
- ・前回の課税対象期間所得が 50 億スムを超える納税者は毎月 23 日までに先払い納付する。

1.2.4. 個人所得税（税法典第 13 章）

◆納税対象者（税法典第 364 条）

- ・共和国居住者の自然人

・共和国国内の財源から収入を得る非居住者の自然人

◆課税対象（税法典第 365 条、第 370 条）

・組織から支払われた個人の収入（給与）など

◆税率（税法典第 381 条、税法典第 382 条）

1) 共和国居住者の場合、収入の 12%（配当と利息に関しては収入の 5%）

2) 共和国非居住者の場合、収入の 20%（配当と利息に関しては収入の 10%）

◆税務報告の時期（税法典第 389 条）

・毎月の税務報告は報告対象月の翌月 15 日まで

・年間の税務申告の提出日は対象年の財務報告提出日まで（翌年の 3 月 25 日。財務省令「四半期と年間税務報告の提出時期に関する規則」付属書 2、2000 年 7 月 3 日法務省登録第 942 条）

◆納付（税法典第 390 条）

個人への給与の支払いと同時かつ税務報告の提出期限まで

1.2.5. 社会税（税法典第 14 章）

◆課税対象（税法典第 403 条）

・組織（駐在員事務所および外国資本企業含む）が従業員に給与として支払う経費

・共和国国内で労務を提供する外国人の給与として、ウズベキスタン法人もしくは非居住者に支払う経費

◆税率（税法典第 405 条）

12%

◆税務報告の時期（税法典第 407 条）

・毎月の税務報告は対象月の翌月 15 日まで

・年間の税務報告は年間の財務報告の提出期限と同様（翌年の 3 月 25 日。財務省令「四半期と年間税務報告書の提出時期に関する規則」付属書 2、2000 年 7 月 3 日法務省登録第 942 条）

◆納付（税法典第 407 条）

税務報告の提出期限まで

1.2.6. 資産税（税法典第 15 章）

◆課税対象（税法典第 411 条に列記）

・共和国領内で財産権に基づき外国の駐在者が所有し、企業活動を組織するために使用される不動産

・登記対象となる建物・構造（非居住者である外国法人、外国人が所有する場合も含まれる）など

◆税率（税法典第 415 条）

2%（ほかの法律で規定されている場合を除く。）

◆税務報告の時期（税法典第 416、417 条）

- ・1～12 月期、年 1 回提出。
- ・ウズベキスタン法人および非居住者は申告対象年の翌年 2 月 15 日までに提出。
- ・外国資本企業および外国企業駐在員事務所は 3 月 25 日（財務省令「四半期と年間税務報告の提出。時期に関する規則」付属書 2、2000 年 7 月 3 日法務省登録第 942 条）
- ・先払い納税額の算出のため、課税対象年度の 1 月 10 日までに支払証明書を提出する。

◆納付（税法典第 417 条）

- ・原則は先払い納税で、毎月 10 日までに年間税額の 12 分の 1 を支払う（外国資本企業含む）。
- ・ウズベキスタン法人および非居住者は先払い納税の例外として、年 1 回、課税対象年の翌年 2 月 15 日までに納付することができる。
- ・納付は税務報告の提出期限まで

1.2.7. 土地税（税法典第 16 章）

◆課税対象（税法典第 426 条）

- ・財産権、所有権、使用权、または賃貸権に基づいて法人が保有する土地区画
- ・財産権、所有権、使用权、または賃貸権に基づいて外国法人の駐在員事務所が保有し、企業活動を組織するために使用する土地区画

◆非農地の税率（税法典第 429 条）

共和国国家予算法により、毎年定額が定められる。

◆税務報告（共和国税法典第 431 条）

- ・年 1 回提出。
- ・課税対象年の 1 月 10 日まで(非農地の場合)

◆納付（税法典第 432 条）

- ・毎月 10 日までに年間納税額の 12 分の 1 を納付。

1.2.8. 水資源利用税（税法典第 17 章）

◆課税対象（税法典第 442 条）

- ・地表、地下の水源から使用される水資源

◆税率（税法典第 445 条）

共和国国家予算法により毎年定額が定められる。

◆税務報告（税法典第 447 条、第 448 条）

- ・年 1 回

- ・年間の税務報告の提出日は対象年の財務報告提出日まで（翌年の 3 月 25 日。財務省令「四半期と年間税務報告の提出時期に関する規則」付属書 2、2000 年 7 月 3 日法務省登録第 942 条）

- ・納税予定額を算出するため課税対象年の 1 月 20 日までに支払証明書を提出する。

◆納付（税法典第 448 条）

- ・外国資本企業は先払いが基本。毎月 20 日までに年間税額の 12 分の 1 を先払いする。

- ・納付は税務報告の提出期限まで

1.2.9. 売上税（税法典第 20 章）

◆対象者（税法典第 461 条）

- ・共和国法人で、課税期間中の総収入が 10 億スムを超えないもの。

- ・売上税は付加価値税と企業利潤税（法人税）代替するもの（簡易税制）で、対象者の希望により付加価値税と企業利潤税の納付に切り替えることもできる。

◆課税対象（税法典第 463 条）

- ・商品（サービス）の販売による総収入

◆税率（税法典第 467 条）

経済活動を行うすべての納税者は税率 4%

例外が税法典第 467 条第 2 項から第 14 項に規定されている。

（例）

- ・コミッション、エージェント、他仲介サービスを提供する法人の税率 25%（第 5 項）

- ・不動産賃貸を行う法人の税率 8%（第 7 項）

人口 10 万人以上の都市に所在する外食企業の税率は 8%（同 8 項）

◆税務申告の提出（税法典第 470 条）

- ・四半期報告は四半期の翌月の 15 日まで

- ・年度報告は対象申告年の翌年 2 月 15 日まで

◆納付（税法典第 470 条）

- ・納付は税務報告の提出期限まで

1.3. 財務諸表

共和国法第 404 号「会計について」（2016 年 4 月 13 日付）第 22 条では以下のように規定される。

財務諸表は会計データに基づいて作成され、次のものが含まれる。

- ・貸借対照表（B/S）

- ・損益計算書 (P/L)
- ・キャッシュ・フロー計算書 (C/F)
- ・自己資本計算書 (株主資本等変動計算書 S/S)
- ・注記もしくは付属明細書など

中小企業や民間企業の財務諸表は簡略化されたかたちで作成される。

財務諸表のフォームは共和国財務省によって承認され、外国資本企業の年次財務諸表の提出期限は報告対象年の翌年 3 月 25 日までとなっている (財務省令「四半期と年間税務報告の提出時期に関する規則」付属書 2、2000 年 7 月 3 日法務省登録第 942 条)。

1.4. 労使関係の登録

外国商業組織の駐在員事務所の人員配置表に記載される従業員の役職は、従業員の主な役職と専門性に一致しなければならない (閣僚会議決定第 795 号、2017 年 10 月 4 日付)。

共和国法令で定める労働関連原文書の取り扱い規則は外国商業組織の駐在員事務所にも適用される。

労働契約は国家のデータベース (統一国家労働システム) に登録しなければならない (「省庁間統合システム「統一国家労働システム」導入措置について」2019 年 10 月 31 日付大統領決定第 4502 号)。

従業員と雇用契約を結んでいる外国商業組織の駐在員事務所は雇用主とみなされる。雇用主は労災・職業病、または業務遂行時に受けた従業員の生命または健康上生じた被害に対して補償する民事責任を負う (2009 年 4 月 16 日付共和国法第 210 号第 4 条)。

外国資本企業の場合、労使にかかわる税務報告に加え、年金積立基金に加入している従業員登録簿を提出する (財務省決定 76 号、2005 年 10 月 6 日付法務省登録第 1515 号)。年金積立基金登録簿は報告月の翌月 15 日までに従業員の年金積立基金番号、氏名、未払賃金額、年金積立総額を電子書式で提出する。

2. 駐在員事務所

駐在員事務所に関する基本的な法令は「共和国領内の外国商業組織の駐在員事務所認定と活動に関する規則」（2000年10月23日付閣僚会議決定第410号）となる。

第7条

駐在員事務所は法人ではなく、事業またはその他の商業活動を行わない(以下省略)

第22条

駐在員事務所はこれを開設した外国企業の財を分与され、駐在員事務所の認可規定に基づき行動する。

駐在員事務所は二重課税の回避に関する政府間協定に基づき、共和国税法典に従い以下の税を納める。

- ・商品、サービス輸入時の付加価値税
- ・商品、サービスの輸入時の物品税
- ・資産税（課税対象の資産がある場合）
- ・土地税（課税対象の土地がある場合）
- ・社会税
- ・駐在員事務所が支払う給与に対する個人所得税

2.2. 駐在員事務所の活動報告

駐在員事務所代表は年に一度、駐在員事務所の活動に関する報告を認定機関に送付する（2000年10月23日付閣僚会議決定第410号第24項）。

2.3. 会計業務

駐在員事務所における取引、業務量は比較的少量となるため、会計処理に関しては以下の二つの方法を推奨する。

- ・会計部門の特定の業務（給与、税務報告書の作成など）を会計事務所に委託し、一部の業務を正社員（専門知識とスキルを備えた事務員）が担当する（委託契約）。
- ・法定監査と義務的活動報告の会計事務所への完全な業務委任（請負契約）。

会計事務所に委託される主な業務

提出情報	委託業務内容（結果責任の範囲）
駐在員事務所	会計事務所
・駐在員事務所の従業員情報 （雇用契約、賃金、出勤簿など）	・賃金の計算、個人所得税、社会税、年金積立に関する税務報告
・銀行明細書	・会計プログラムへのデータ入力とシステム化
・契約書、仕入先の請求書	・決済準備 ・会計プログラムへのデータ入力とシステム化
・その他（従業員の社会保障システム登録に必要な情報、企業活動報告作成・提出など）	・契約内容による

2.4. 納付カレンダー

外国商業組織の駐在員事務所の税納付、税務申告書の提出期限は以下のとおり。

No.	税と申告	税率	期間	申告期限	納付期限	注
1	付加価値税	15%	翌月	20日		商品（サービス） 輸入時も対象
2	物品税	差別化 税率	翌月	10日		商品（サービス） 輸入時も対象
3	個人所得税	12%	翌月	15日		
			年末	3月25日		
4	社会税	12%	翌月	15日		
			年末	3月25日		
5	固定資産税	2%	当月	×	10日	課税対象資産、土地を所有している場合
			年末まで	2月15日（非居住者） 3月25日（外国投資企業）		
支払証明書（注1）				1月10日	×	
6	土地税	差別化 税率	翌月	×	10	課税対象資産、土地を所有している場合
				1月10日	-	
申告書						
7	財務報告	×	年末	3月25日		
8	外国投資事業報告書	×	年末	認定機関（注2）が指定する期日		
9	年金積立基金加入番号	×	翌月	15日		

注1：課税対象資産の推定平均年間残存価額と税率に基づいて予想納税額を計算したもの。

注2：特殊な事例を除き、基本的には投資貿易省が駐在員事務所の認定機関となる。

3. 合弁企業（JV）および 100%外国資本金企業

外国企業は投資家として、合弁事業もしくは100%外国資本金企業（以下、「外国資本金企業」）のかたちで企業を設立し、共和国法「投資および投資活動について」（2019年12月25日付第598号）に明記されているすべての権利、保証、利益を享受することができる。

共和国での外国投資企業とは資本もしくは設立基金の15%以上を外国資本が占めている企業を指す。

外国資本金企業の登記日から2年間、同企業が自ら必要として輸入する財は関税が免除される。

外国資本金企業は法に則って輸出入業務を行う。自ら製造した輸出商品は輸出ライセンス、輸出割当の対象にはならない。

外国資本金企業は法律で禁止されていないあらゆる商業活動を行うことができる。

政府の減税措置が採られることがある。常に会計事務所などに確認すること。最近では以下の産業に対し減税措置が取られている。

- ・ レストラン事業（外食産業）
- ・ 不動産代理店（不動産仲介サービス）
- ・ 輸出入業務（貿易、外国経済活動）
- ・ 食品製造業

3.1. 税の種類と税務申告

外国資本金企業は、二重課税を回避するための二国間租税条約と税法典に基づき以下を納税する。

- ・ 付加価値税
- ・ 物品税
- ・ 企業利潤税（法人税）
- ・ 地下資源利用税（注：特殊な税金のため、第1章での説明は省略している。）
- ・ 水資源利用税
- ・ 資産税
- ・ 土地税
- ・ 社会税
- ・ 外国資本金企業から支払われた給与に対する個人所得税

3.1.1.特別税制（統一税）

年間総売上が10億スムを超えない外国資本企業（輸入業者は除く）は、付加価値税と企業利潤税を支払う代わりに、売上税を支払う特別税制を選択する権利を有する（後述「3.4. 納付カレンダー」を参照）。

3.2. 統計報告

外国資本企業は定期的に統計報告を電子形式で提出する義務を負う（国家統計委員会決定、法務省登録第2479号、2013年7月17日）。

提出期限と外国投資企業の活動区分毎の報告すべき統計項目は、国家統計委員会のウェブサイトに掲載されている。

3.3. 会計業務委託

外国資本企業の取引額、取り扱い文書の量、応用的な会計課題の発生頻度に基づき、外国資本会社の会計を整備するにあたっては次の選択肢が考えられる。

- ・社内での会計部門の設置。正社員の担当職員で構成され主任会計士が統括する。
- ・会計部門の特定の業務（給与、税務報告書の作成など）を会計事務所に委託し、一部の業務を正社員（専門知識とスキルを備えた事務員）が担当する（委任契約）。
- ・法定監査と義務的活動報告の会計事務所への完全な業務委任（請負契約）。

会計事務所に委託される主な業務

提出情報	委託業務内容（結果責任の範囲）
外国資本会社	会計事務所
社員（外国人含む）の従業員に関する情報（雇用契約、賃金、出勤簿など）	賃金の計算、個人所得税、社会税、年金積立に関する税務報告
銀行明細書	システム導入と会計プログラムへのデータ入力
契約書、仕入先の請求書	・決済の準備 ・システム導入と会計プログラムへのデータ入力
契約書、販売先情報	・請求書、納品書の準備 ・システム導入と会計プログラムへのデータ入力
固定資産、原材料、取引、製造などに関する情報	・会計基準に則った固定資産、原材料、取引、製造に関する会計処理と文書作成
・その他（従業員の社会保障システム登録に必要な情報、貿易活動登録、企業活動報告など）	・契約内容による

3.4. 納付カレンダー

合弁会社・外国資本企業の納付と税務報告書の提出期限は次のとおり。

No.	税と申告	税率	期間	報告期限	支払期限
1	付加価値税	15%	翌月	20日	
2	物品税	差別化税率	翌月	10日	
3	企業利潤税（法人税）	15%	当月	×	23日（先払い）
			四半期の翌月	20日	
			年末	3月1日	
4	個人所得税	12%	翌月	15日	
			年末	3月25日	
5	社会税	12%	翌月	15日	
			年末	3月25日	
6	資産税	2%	当月	×	10日（先払い）
			年末	2月15日（非居住者） 3月25日（外国資本企業）	
			6.1 支払証明	毎年、年数分	1月10日
7	土地税	差別化税率	翌月	×	10日
			毎年、年数分	1月10日	—
8	水資源使用税	差別化税率	当月	×	20日（先払い）
			年末	3月25日	
	8.1 支払証明書（注）	当月	1月20日	×	
9	売上税	4～8%	四半期の翌月	15日	
			年末	2月15日	
			報告書		
10	財務報告	×	年末	3月25日	
11	統計報告	×	×	国家統計委員会のウェブサイト掲載の活動種類に基づく	
12	年金積立基金加入番号	×	翌月	15日	

注：課税対象資産の推定平均年間残存価額と税率に基づいて予想納税額を計算したものの。

4. その他

ビジネスの事業形態

共和国法に則り、国内で国民（外国人を含む）は法的実体（法人組織）の有無にかかわらず、経済活動を行うことができる。ただし、開業するためには国に事業登録（認可）が必要。ビジネスの事業形態として以下のものがある。

【個人事業主（IP）】

自己が所有権を有する、または財産の所有および（または）使用を許可するその他の財産権を担保に、独立して法的実体を形成せずに経済活動を行う個人のこと。

法的実体の設立を通じた経済活動の組織的および法的形態は次のとおりである。

【株式会社（JSC）】

株式会社とは資本金が一定数の株式に分割され、当該会社に対する株主の権利が確保される営利団体を指す。構造と管理が複雑な営利組織で、法律上、株式の発行手順、情報の開示などが要求される。また、銀行などのいくつかの形態の商業活動は、株式会社のかたちでのみ企業活動を行うことができる。

【有限責任会社（LLC）】

有限会社は、1人または複数人によって設立され、その法定資本金は、出資額に応じた社員権に分割される。有限責任社員（出資者）は、会社の活動に対して責任を負わず、その出資額の範囲内で損失のリスクを負う。

【追加責任会社（ALC）】

追加責任会社は、会社の義務に対する創設者の責任の点で有限責任会社とは異なる。追加責任会社の参加者は会社の定款に則り、自らの出資額に相当するあらゆる範囲内において、自らの財産によって当該会社の債務に伴う補助的責任を連帯で負う。

【共同組合】

創設者（設立参加者）が分割出資するかたちでの商業組織として認められている。

【個人企業（Private Enterprise）】

個人企業（PE）は、所有者（1個人）によって設立、管理される営利組織。税務の観点からみると、現時点では個人企業の所得は税控除後にすべて創業者の所得となる一方、配当税は課せられないため、事業コストの削減につながる。

銀行、保険などの特定の種類の企業活動には法定資本金の最低額に条件が課される。

なお、外国資本を含む企業の法定資本の最低額は4億スム（うち、外国投資の割合は15%以上）に設定されている。